

令和2年11月

内閣官房成長戦略会議事務局

1. 我が国企業の事業の再構築

- ウィズコロナの時代がある程度の期間、続くことを考えると、従来のビジネスモデルを単に維持していくことは難しく、むしろ、積極的に構造変革を起こす必要があるのではないか。新型コロナウイルスの感染状況については、最大限の警戒感を持って対処する必要があり、政府の支援策も、雇用を守って事業が継続できるよう留意する必要があるが、他方で、「新たな日常」に向けて事業再構築を進める企業への支援に、感染拡大の地域の状況や企業業績の状況に十分注意を払いつつ、段階的に移行する必要があるのではないか。
- コロナ禍の厳しい経営環境の中で、「新たな日常」に向けて、カーボンニュートラル実現に向けた投資やデジタルトランスフォーメーション(DX)投資、さらには事業再構築・再編に向けた投資に企業が取り組むよう、投資に税制や予算措置を含めた誘因の付与を検討すべきではないか。

2. 労働移動の円滑化

- 雇用の維持について、感染拡大の地域の状況や企業業績の状況に応じて、柔軟にその対応を検討する一方で、「新たな日常」に向けた労働移動の円滑化を進めるため、①コロナ禍以降の離職者(短時間労働者を含む)に対し、トライアル雇用の支援、②在職出向の促進、③派遣職員から正社員などへのキャリアアップ助成、④失業を予防するための人材教育の支援の強化が必要ではないか。

3. 強靱なサプライチェーンの構築

- 強靱なサプライチェーンを構築するためには、まずは、業務の見直しが不可欠ではないか。具体的には、部品等の共通化・標準化、業務の標準化・効率化、部品等の購入先の分散化・複線化などが必要ではないか。
- 海外依存度と特定国依存度がいずれも高いなど、生産拠点の集中度が高い製品や、国民が健康な生活を行う上で重要な製品について、安定供給のため、生産拠点の見直しを進めるべきではないか。

4. 新しい働き方の実現

- 時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として、テレワークや兼業・副業など新たな働き方の導入・定着を図ることが重要である。特に、テレワークについては、法律解釈上、労務管理が煩雑との声がある。テレワークに対応した就業ルールの解釈について、早急にその明確化を図るべきではないか。
- フリーランスについて、多様な働き方の拡大、高齢者雇用の拡大などの観点からも、これを安心して選択できる環境を整えるため、独占禁止法や下請代金法を適用することを明確化するガイドラインを早急に策定すべきではないか。